

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年8月1日 03時30分ごろ
発生場所	長崎県 ^{つしま} 対馬市郷埼北方沖 郷埼灯台から真方位008° 560m付近 (概位 北緯34° 20.0′ 東経129° 12.4′)
事故の概要	漁船 ^{ゆりりょう} 勇漁丸は、西進中、また、プレジャーボート ^{たいこうぼう} 太公望は、釣りをしながら錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月4日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 勇漁丸、4.8トン NS3-73091（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 太公望、1.2トン 290-56989長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏 月出：03時45分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船長Aが、手動操舵により航行中、付近を航行する他の漁船の動向に注意を向けていたところ、衝撃を感じてB船と衝突したことを知った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、錨泊しながら釣りをしていたところ、B船に向けて接近するA船を認めたが、A船はB船を避けて航行すると思って釣りを続けた。 B船は、両舷灯を点灯し、錨泊中であることを示す白色全周灯の点灯を失念していた。
分析	A船は、船長Aが、付近を航行する他の漁船の動向に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、B船に向けて接近するA船を認めたものの、A船はB船を避けるものと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、衝突を避けるための動作をとらずに錨泊を続けた

	ものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長Aが、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、B船に気付かずに航行し、また、船長Bが、A船がB船を避けるものと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったため、衝突を避けるための動作をとらずに錨泊を続けたところ、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時、見張りを適切に行うこと。・ 法定灯火を表示すること。